

令和4年度  
高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種のお知らせ

問 健康政策課 本3階  
TEL (23) 8975

■令和4年度の対象者は、4月1日から新たに右表に該当する方のうち、「これまでに一度も肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがない方」が対象となります。対象者には、4月上旬にお知らせと接種券をお送りします。(黄色の封筒です)

- 接種期間…4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
- 自己負担額…4,100円
- 受け方…接種券を持参し、直接医療機関で接種を受けてください。なお、予約が必要な場合があります。詳細は対象者に送付するお知らせをご覧ください。また、対象者でない方で、以下の①～③に全て該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(自己負担4,100円)が受けられます。

- ①過去にこの費用助成を受けていない
  - ②65歳以上
  - ③過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けてから5年以上経過している、または接種を受けたことがない
- ※大田原市法定外予防接種として接種を希望される場合は、事前手続きが必要になります。(健康政策課・各支所・各出張所のいずれかにお問い合わせください。)

対象者年齢(生年月日)
65歳(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日)
70歳(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日)
75歳(昭和22年4月2日～昭和23年4月1日)
80歳(昭和17年4月2日～昭和18年4月1日)
85歳(昭和12年4月2日～昭和13年4月1日)
90歳(昭和7年4月2日～昭和8年4月1日)
95歳(昭和2年4月2日～昭和3年4月1日)
100歳(大正11年4月2日～大正12年4月1日)

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級の交付を受けている方)

■令和3年度対象者接種期限は3月31日(木)

現在65歳以上の方が定期接種としての費用助成を受けられるのは、1人1回です。対象者には、令和3年4月上旬にお知らせと予診票をお送りしています(青色の封筒です)。今年度対象者の生年月日は、広報おたわら10月号10ページでご確認いただくかお問い合わせください。

※接種券が見当たらない場合は再発行します。再発行には申請書の提出が必要です。申請から数日後の発送となりますので、早めにお手続きください。

令和4年度  
狂犬病予防集合注射のお知らせ

問 生活環境課 本2階 TEL (23) 8832

「狂犬病予防法」により、生後91日以上の犬には年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。本市では下記の日程で集合注射を行いますので、この機会をぜひご利用ください。

また、各動物病院での接種も可能です。その際、動物病院から紙の注射済証明書が交付された場合は、市役所(本庁・各支所)窓口はその証明書を持参し、注射済票の交付(手数料550円)を受けてください。

犬の登録が済んでいる飼い主の方には「集合注射案内通知」をお送りしますので、通知内の問診を記入の

上会場にご持参ください。

各会場で新規登録も受け付けますので、登録が済んでいない犬も登録後に接種できます。

会場の場所などの詳細は、上記へお問い合わせください。

※法律により注射済票は犬に装着することが義務付けられています。

●費用

- ▶注射：3,500円(現金のみ)
- ▶新規登録：3,000円(現金のみ)

期日	時間	場所
4月9日(土)	9時00分～9時40分	野崎地区公民館(野崎研修センター)
	10時15分～10時45分	佐久山地区公民館
	11時30分～12時00分	親園地区公民館(親園農村環境改善センター)
	13時20分～13時45分	金田南地区公民館
	14時20分～14時50分	大田原東地区公民館
	15時20分～16時10分	市役所東別館前(1日目)
10日(日)	9時10分～9時30分	須賀川集会所
	9時55分～10時20分	須賀川小学校
	11時00分～11時40分	黒羽支所(1日目)

期日	時間	場所
10日(日)	13時10分～13時40分	佐良土多目的交流センター
	14時15分～14時50分	湯津上支所(1日目)
	15時20分～16時10分	市役所東別館前(2日目)
17日(日)	9時00分～9時45分	両郷出張所
	10時15分～10時35分	寒井本郷集会所
	11時5分～11時45分	黒羽支所(2日目)
	13時15分～13時55分	湯津上支所(2日目)
	14時30分～15時10分	金田北地区公民館
15時50分～16時30分	美原公園旧交通公園(美原陸上競技場西)	

## 子ども医療費助成制度 現物給付を中学生まで拡大します

令和4年4月1日から、子ども医療費助成制度の現物給付の対象年齢を未就学児から中学3年生までに拡大します。これにより、市内に住所のある中学生以下のすべてのお子さまが、栃木県内の医療機関などを保険診療分の自己負担なく受診ができます。

.....【変更内容】.....  
現在

年齢区分	支給方法	資格者証の色
未就学児 (0～6歳)	現物給付 (県内医療機関)	ピンク色
小学1年～高校3年生 (7～18歳)	償還払い	うすだいだい色

令和4年4月から

年齢区分	支給方法	資格者証の色
未就学児 (0～6歳)	現物給付 (県内医療機関)	ピンク色
小学1年～中学3年生 (7～15歳)		オレンジ色
高校1年～3年生 (16～18歳)	償還払い	うすだいだい色

今回の変更該当する年齢で、すでに資格の登録があるお子さまには、令和4年3月下旬に新しい受給資格者証をお送りします。4月以降に県内の医療機関を受診する際は、必ず新しい受給資格者証と健康保険証を窓口で提示してください。

※受給資格者証を提示しない場合や、県外の医療機関を受診した場合は、これまでどおり償還払いとなりますので領収書と申請書を提出してください。

※この内容は、令和4年3月議会で承認され次第正式決定となります。

**問**子ども幸福課 **本**3階 **TEL**(23)8932

## 申請はお済みですか 子育て世帯への臨時特別給付金

以下の給付金の申請期限は、すべて**令和4年3月31日**です。まだお済でない方は、必ず期限までに申請してください。

- ①【子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)】
  - 対象…平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育し、令和3年度所得が児童手当(本則給付)相当の保護者(養育者を含む)
  - 支給額…対象児童1人当たり10万円
- ②【子育て世帯への臨時特別給付金(特例給付世帯分)(市独自)】
  - 対象…平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育し、令和3年度所得が児童手当(特例給付)相当の保護者(養育者を含む)
  - 支給額…対象児童1人当たり5万円
- ③【子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)(国制度)】
  - 対象…平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育し、令和3年9月以降の離婚などにより、上記①の給付金を受給することができなかった保護者(養育者を含む)
  - 支給額など詳細は市ホームページをご確認ください  
ただか下記へお問い合わせください

**問申**子ども幸福課 **本**3階 **TEL**(23)8932

## コラム～見つけました ささえ愛～ Vol.8

### 美原ほほえみセンター(大田原西部地区)

美原ほほえみセンターは、美原公園第2球場の駐車場側道路の向かいにあり、日曜日を除き毎日活動しています。内容は、ちぎり絵、輪投げ、健康マージャン、囲碁、吹き矢、油絵、カラオケ、グラウンドゴルフ(屋外)とバラエティに富み、複数の活動をかけ持ちしている参加者も大勢います。

参加者どうし毎日楽しく過ごすとともに、隣接する学童保育館の子どもたちとの交流もあり、世代を超えてにぎやかなひと時を楽しんでいます。

コロナ禍の現在は活動が制限されていますが、元気な高齢者を中心とした「通いの場」にもなっています。

誰もが参加できる美原ほほえみセンター活動。興味のある方は参加してみませんか。

●場所…美原ほほえみセンター

**問**高齢者幸福課 **本**3階 **TEL**(23)8740

